

# みなさんと市議会

## 5月臨時会の役割と市議会の仕事

3月23日に行われた市議会議員選挙の結果、新たに五十二人の議員が選出されました。5月1日から新議員の任期がスタートしますが、ここでは新しい議会の体制を決める5月臨時会の役割と市議会の仕事について紹介します。

### 5月臨時会の役割

四年に一度の市議会議員改選期と、二年に一度の委員会委員の改選時には、5月に開催する臨時会で議会の体制を決めています。臨時会は特定の事件を審議するために市長が招集するものですが、この5月臨時会は、臨時会の中でも特別な意味を持っており、議長・副議長を選挙で選出するほか、常任委員会と議会運営委員会の委員を選任、

特別委員会を設置し委員を選任するとともに、各委員会の正・副委員長を互選し、また、議会選出の監査委員等を選任します。

### 市議会の仕事

5月臨時会の流れは左の図のとおりです。

市議会を行う仕事としては、主に次のようなものが挙げられます。

なお、議会運営に関する事項は、通常、議会運営委員会で決定しますが、一般選挙後の初議会となる5月臨時会については、議会運営委員会がまだ組織されていないため、会派の代表者で構成する会派代表者会議で協議して決めています。

議会の仕事のうち最も代表的なもので、条例の制定や改廃、予算、決算、市が結ぶ重要な契約、財産の取得・処分などの審議をして、その可否を決めます。  
**議案の発案権・修正権**  
議員は、議会の決定事項に関し自ら議案を提出したり、提案された議案を修正できる権限を持っています。

## 初議会（5月臨時会）開催の流れ

- 5月1日 新議員の任期スタート
- 市議会協議会を開催
- 会派結成届を提出
- 会派代表者会議を開催

### 5月臨時市議会

- 議長選挙を行い議長を選出
- 副議長選挙を行い副議長を選出
- 常任委員、議会運営委員を選任
- 特別委員会を設置し、特別委員を選任
- 議会運営委員会、常任・特別委員会を開催し、正・副委員長を互選
- 議会選出の監査委員を選任
- 議案等を審議・議決

### 選挙・同意

選挙管理委員会などを選挙で選んだり、市長から提出される助役、収入役、監査委員、教育委員など重要な人事案件について

同意するかどうかを決めます。  
**市の監査と調査**  
議会は、市の仕事全般にわたって、事務が適正に行われているか調査し、報告を求めることが出来ます。また、事務の執行状況や出納の検査などは、監査委員に専門的な監査を求め、その結果を請求することが出来ます。

### 請願・陳情の審査

請願や陳情は、市民の皆さん方の要望や意見等を、市の行政に反映させようという役割を持っています。市議会では、提出された請願・陳情を受け付け、所管の委員会等で審査を行った結果、その内容が妥当で施策に反映させると判断した場合は採択し、そうでない場合は不採択とします。採択したものは、市長、教育委員会やその他の関係機関に送り、その実現を要望します。

### 意見書の提出、決議の議決

市民の皆さんの生活環境の改善や福祉の充実を図るためには、市の力だけでは解決できない諸問題があります。このようなとき、市議会では、国や県などに問題点の改善、変更や中止などを求め、意見書を提出することができます。また、議会の意思を表明する場合には、決議を行います。

本会議・委員会が傍聴できます

本会議は公開していますので、簡単な手続きでどなたでも自由に傍聴できます。本会議当日の午前9時30分から、議会棟北側玄関で受け付けを始めます。定員は八十人で先着順です。また、常任委員会や特別委員会は、委員長の許可を得て傍聴できます。開催時刻の1時間前から、議会棟二階の議会事務局受付で受け付けを行います。定員は十人で、定員を超えた場合は抽選となります。

### 編集後記

草木のみずみずしさ、目に鮮やかに映る季節となりました。さて、2月定例会では、合併・政令市移行問題、財政問題や農業政策など市政の重要課題について活発な質問戦を繰り広げました。市議会だより第二十七号では、これらの内容についてお伝えします。ご一読いただければ幸いです。

